

令和元年 9 月 2 5 日

令和元年第 3 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

令和元年第3回（9月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和元年9月25日（水）午前10時20分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 8名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長兼指導課長	澤 憲 一	
副 町 長 中口 守可	会計管理者	福井 智淑	
副 町 長 松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
教 育 長 笠間 光弘	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺田 武司
総 務 部 長 西 啓介	財政改革部理事 兼 税 務 課 長	阪本 隆	
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文
しあわせ創造部長	松井 清幸	都市整備部長	中谷 博夫
都市整備部長	家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠
まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和元年9月3日から25日(23日)

○会議録署名議員

5番 坂原正勝 6番 反保多喜男

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第64号	工事請負契約の締結について(令和元年度町道西畑線道路改良工事(その2))
日程第 3 議案第65号	副町長の選任について
日程第 4 議案第66号	教育長の任命について
日程第 5 議員提出 議案第2号	みさき公園の公園事業の存続を求める決議

(午前10時20分 開会)

○奥野 学議長 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和元年第3回岬町議会定例会3日目を開会します。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○奥野 学議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1「三常任委員長報告」を議題とします。

9月4日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で、慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、竹原伸晃君。

○竹原伸晃事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました10件の案件については、9月6日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでございます。よろしくお願いたします。

議案第47号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第48号、令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第51号、工事請負契約の締結について、令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第52号、町道路線の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第53号、消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第58号、岬町基金条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論ともなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第4号、平成30年度岬町下水道事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第5号、平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第10号、平成30年度岬町水道事業会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、同委員会に付託された10件ともに可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 事業委員長の報告は終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、松尾 匡君。

○松尾厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました9件の案件については、9月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第47号、令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第49号、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第53号、消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第54号、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第56号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第2号、平成30年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第3号、平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

認定第6号、平成30年度岬町介護保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました9案件ともに可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、反保多喜男君。

○反保総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託されました8件の案件については9月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりであり

ますので、よろしくお願いいたします。

議案第47号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第50号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第55号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第57号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定をされました。

議案第7号、平成30年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてから認定第9号、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの3件につきましては一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、3件とも満場一致で認定をされました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました8案件ともに可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○奥野 学議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第47号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第47号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は、原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第48号「令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第48号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第49号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について」討論を行います。

討論ございませんか。中原議員。反対ですか。

○中原 晶議員 いえ、賛成です。

○奥野 学議長 反対の方はいらっしゃいませんか。

では、賛成討論、中原議員、お願いします。

○中原 晶議員 議案第49号、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について、意見を付して賛同したいと思います。

本件については、厚生委員会において、剰余金を基金に積み立てるという提案もなされまして、再来年度からの第8期にその積み立てた基金については活用すると確認をしたところであります。

高い介護保険料引き下げのために剰余金を積極的に活用することを求めて賛同するものであります。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第49号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第50号「令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について」
討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第50号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号「工事請負工事請負契約の締結について(令和元年度町道海岸連絡線道路整備工事(その2))」について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第51号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号「町道路線の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第52号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第53号「消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第53号、消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この提案は、老人福祉センターといきいきパーク岬の利用料金、使用料を消費税増税に伴って引き上げるというものでございました。

利用料金や使用料が徴収される施設は町内にこの2施設以外にもあり、厚生委員会の質疑において、他の施設との運用の差はどこにあるのかお尋ねをしたところであります。

できるだけ住民の方に負担を生じさせないようにとの答弁があり、その姿勢は前向きに評価できるものでありました。

しかし、そうであるならば、なぜ提案された二つの施設のみ料金を引き上げるのか、この二つの施設においても町の何らかの努力で利用者に負担を増やさないようにすることは考えなかったのかお尋ねしたところでありますが、残念ながら整合性のある答弁も、真剣に検討した経過もお聞きすることはできませんでした。

金額の多寡にかかわらず、利用者の負担を増やすこと、とりわけ消費税の増税に伴うものとして料金を引き上げることには反対であります。

○奥野 学議長 賛成討論、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第54号「子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 賛成討論、中原議員、お願いします。

○中原 晶議員 議案第54号、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、意見を付して賛同したいと思います。

議案第54号は、10月からの幼児教育保育の無償化を具体化するもので、子育て世帯の負担軽減という点からも、保育料を心配することなく子どもの通う幼稚園や保育所を選べるという点からも、前向きに評価できるものと考えます。

無償化は、少子化対策の進展や子育て世帯の消費拡大など、社会全体にとって歓迎すべきものであると認識しております。

しかしながら、今回の無償化には幾つかの問題があり、その最大の問題点は、財源が消費税であるということです。

無償化の対象は3歳から5歳の子どもと、年収360万円未満相当の0歳から2歳の子どもに限られており、対象に該当しない家庭や子どもが小学生になれば無償化の恩恵はなくなり、増税の負担のみがのしかかることになります。

子育ての経済的な負担は、子どもが大きくなるにしたがって重くなり、5歳までの教育、保育の無償化による恩恵は、消費税が2%引き上げられれば数年程度で負担増に転じてしまいます。

消費税を財源にしている以上、さらなる拡充を図る口実に税率の引き上げが利用されかねませ

ん。

幼児教育、保育の無償化の財源は、消費税に求めるべきでないことをこの場をかりて主張するものであります。

対象が限定されることにかかわって、厚生委員会で0歳から2歳の子どものいる家庭には、プレミアムつき商品券によって一定カバーしているとの答弁がございました。

プレミアムつき商品券の恩恵は、最大でも5,000円でしかなく、焼け石に水としか言いようのない対策であり、この恩恵と引きかえに増税の負担を押しつけ、増税の批判をかわそうとする安倍政権の姿勢には憤慨するものであります。

もう一つの問題点は、子どもの命と安全そのものが脅かされかねないという問題であります。

今回の無償化では、認可外施設やファミリーサポートセンター事業などの利用料も補助の対象となり、認可外施設の補助の条件としている指導監督基準を満たしていなくても、経過措置として5年間は基準を下回る施設も対象とされることとなっております。

答弁の訂正のために、再び開催された厚生委員会において、町独自に条例は設けていないことが確認されましたが、これは一例を挙げると、保育士の配置が認可保育所の3分の1未満であっても無償化の対象となり、劣悪な保育環境にある子どもたちの保育料を、税金を使って無償にすることを意味するものであります。

厚生委員会において確認したところ、岬町においては認可外施設への立ち入り調査が実施をされ、指導監督基準を満たしていることも確認されたところでありありますが、仮に、岬町に基準以下の施設が進出しても、また保護者の勤務等により町外の施設に子どもを預ける場合、その施設が劣悪な環境であったとしても、5年間は無償の対象施設として利用できることとなります。

認可外保育施設における死亡事故の割合は、認可保育所と比較して2.5倍と極端に高く、劣悪な環境を5年間も放置することは許されません。

こういった制度上の不十分な点に対して、市町村独自の条例を定めることにより、基準を満たす施設のみを無償化の対象にする動きが出てきており、子どもの命と安全を守るという当たり前の行政の責任を果たす取り組みが、一部ではありますが始まっております。

その点では、岬町においても独自に条例を策定し、国の指導監督基準を満たさない施設を放置しない努力を求めるものであります。

制度そのものに問題があるもとの、岬町においては他の自治体に先んじて、給食費やおやつ代などの食材料費も無償化するという考えが示されたところであります。

他の自治体の多くでは、一部の食材料費については保護者負担にさせるもとの、岬町において

は対象が限定されるとはいえ、保育料と合わせて食材料費も全て無償にする英断は高く評価できるものと考えております。

厚生委員会では、今年度の無償化に係る予算が国から全額措置されることから、概算1,900万円程度の財源が生まれることを確認いたしました。

この財源を活用して、私立の幼稚園に通う子どもたちへの食材料費の補助や保育料無償化の対象を広げるなど、子どもたちの健やかな成長のために活用することをこの場をおかりして求めるものであります。

なお、9月4日の本会議において求めた資料を委員会において配付をいただき、未定稿ながら、規則の改定内容をお示しいただいたところであります。

保護者負担については、保育料、食材料費とも、対象の子どもについては完全に無償になる旨を簡潔に明示することが今後の課題となりますが、改善を期待して待ちたいと思います。

最後になりましたが、厚生委員会において、本議案に対して長時間にわたる審議が保証され、答弁の訂正のための委員会の開催の求めに対しても適切に対応いただいたことに、委員長及び委員の皆さんにこの場をおかりして感謝を申し上げ、議案第54号に賛同する討論といたします。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方。谷崎議員。

○谷崎整史議員 厚生委員会でもお尋ねしましたが、幼保それぞれの認定年齢帯で0歳から2歳の、いわゆる360万円未満の第1子該当人員が7月1日断面で21名で、年間想定額が838万6,800円かかると、大体1人当たり40万円かかるということで、第1子に対する補償が、現在、町では出来ていないという状況でありまして、第1子と認定される方に対する補償がされていないということでございまして、町の方でいろいろさまざま取り組んでいただいているのですが、文科省と厚労省の認定基準が違いとか、そういう国の認定の齟齬があるものについて、現場である自治体で、できるだけの補償をして世帯支援の観点から、子ども子育て支援ということよりも、むしろ子どもの直接の子ども支援という観点でお取り組みいただきたいとお願いして、要望して、賛成いたします。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第54号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第55号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第55号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第56号「岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第56号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第57号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第58号「岬町基金条例の一部改正について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第58号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第1号「平成30年度一般会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか。どうぞ。

○中原 晶議員 認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算認定の件について、賛成しかねる立場で討論に参加いたします。

昨年度予算の執行においては、保育士や学童保育の指導員の賃金引き上げや、保育料の第2子以降の無償化など、行政として子どもたちの健やかな成長、発達を保障する責任を果たし、子育て支援策が一層拡充されたことを認めるものであります。

コミュニティバスの継続運行にも尽力をされ、便数の増加や、新たな運行コースを求める住民要望との関係で課題は残されたものの、住民の足の確保が図られたものであります。

就学援助制度については、対象の拡充や費目の追加は実現されないままではあったものの、入学準備金の支給を早期に行う措置が図られ、前向きな努力が認められるものであります。

また、防災行政無線の聞こえづらさからFM放送の活用を提案したところ、調査について前向きな姿勢が示され、評価に値するものとするものであります。

しかしながら、かねてより求めてきた改善が行われないままとなっている大きな課題が解消されておられません。

子どもの貧困が進むもとの、子どもの生活実態調査の実施を求めてまいりましたが、昨年度においても行われなかったことは大変残念なこと였습니다。

総務文教委員会において、就学援助の利用率をお聞きしましたが、中学校については、昨年度が19%、今年度は21%と高い割合を示しており、あわせて厚生委員会では、児童虐待など要保護・要支援対策が必要な子どもたちが150人近くいることが確認をされました。そういったもとの、有効な対策を行うには、実情をリアルにつかむことが欠かせません。

委員会審査における答弁では、今後の検討への言及があり、早急に検討を進めることを求めるものであります。

各種相談事業について、かねてから事業費と相談件数の不均衡を指摘してまいりましたが、昨年度においても改善は見られませんでした。

法律相談の事業費が78万5,280円に対して、相談実績が109件。1件当たりの事業費はおよそ7,200円であるのに対して、総合相談事業は事業費が124万8,000円、相談実績は41件で、1件当たり3万円余り。

人権相談に至っては、事業費218万7,000円に対して、相談実績は13件、1件当たり約16万8,000円と高額になっております。

相談の機会が保障されていることは望ましいことである一方、不均衡を是正する努力が見られなかったことは厳しく指摘せざるを得ません。

また、大阪府の福祉医療制度が改定されることに伴い、患者の負担が増やされたことは許しがたいことでありましたが、求めてきた、岬町としての救済策も、残念ながら実現されませんでした。

社会的弱者から事実上、医療を取り上げることは、病の早期発見、早期治療、医療費の抑制に逆行するものであり、岬町として何らの手立ても打たなかったことを強く批判するものであります。

以上のように、一定の努力が図られた一方で、国や大阪府からの制度改悪から住民の命と暮らしを守るという地方自治体の責務が充分果たされたとは言えず、昨年度決算の認定については賛同しかねる立場であります。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方はいらっしゃいますか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

この案件、決算認定ということでございますが、私は事業委員会には委員長の立場で、厚生委員会には委員の立場で、総務文教委員会については傍聴等しまして、各審議を見守ってまいりました。

その中で、やはり全般にわたりまして、町からの丁寧な説明というのが見受けられました。

案件、いろいろある中で、お金の使い道、それを審査するに当たっていろいろな議会を、ほかの市町の議会を見ていると横暴な答弁もある中で、やはり岬町のこの理事者側の対応というのはとてもいいものだな。

また、こちらから要望するにしても、受けとめようという姿勢、次年度の予算に反映させなければならないといった旨の答弁も多々見受けられた中で、この決算認定については賛成すべきものだとは判断をさせていただきましたので、こういう討論にさせていただきます。

○奥野 学議長 次に、反対討論の方、いらっしゃいますか。

賛成討論の方。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、認定第1号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定することとであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対はいたしません。

○奥野 学議長 賛成ですね。

反対の方はおられませんね。では、中原議員、賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 認定第2号、平成30年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件について、反対するに忍びないという思いから、反対、賛成と聞かれれば賛成という立場で討論に参加したいと思います。

厚生委員会の審査において、昨年度の国民健康保険料は大幅な引き上げはとどめられたと確認

をされ、引き下げを求める立場から、たとえ少しであっても引き上げとなったところから賛同はしづらいものではありませんが、国民健康保険の都道府県単位化に伴う膨大な事務を考慮すると、少ない職員数のもとで尽力されている職員の方のご苦勞を考えると、反対するには忍びないと考えるものであります。

高額療養費制度の限度額の引き上げや入院時の居住費など、患者に負担が増やされるもとで、岬町としての救済策が図られなかったことは、地方自治体の責任が果たされたとは言い難いものとするものであります。

せめて、高額療養費制度を利用しやすくするために、返信用封筒の積極的な活用を図る努力を行うなど、加入者の命と健康を守る立場で、引き続き尽力されるよう求めて認定に賛同せざるを得ない立場を申し上げるものであります。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、認定第2号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定することとであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方おられませんか。

では、賛成討論、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 認定第3号、平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について、反対はしないという立場から討論に参加したいと思います。

後期高齢者医療保険制度は75歳という年齢で区別をされ、2年ごとの保険料の引き上げにさらされる懸念から、従前より、速やかな制度の廃止を求める立場に変わりはございません。

昨年度から、軽減措置の段階的な削減が強行され、委員会において影響を受ける方の数は多く

はないとのお答えでありましたけれども、負担増が押しつけられることに何らの救済措置も講じられないことも同時に確認をされました。

しかしながら、昨年度においては、委員会で確認したとおり、保険料については均等割額の据え置き、所得割額の若干の引き下げがなされ、加入者の願いである保険料の抑制がわずかながらではあれ実現されたと認めるものであり、認定に賛同したいと思います。

○奥野 学議長 ほかに賛成討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、認定第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号「平成30年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号「平成30年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定するとのことでもあります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号「平成30年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

どちらですか。

○中原 晶議員 反対です。

○奥野 学議長 どうぞ。

○中原 晶議員 認定第6号、平成30年度介護保険特別会計決算認定の件について、反対の立場から討論を行います。

介護保険制度は、この間、連続して制度改悪が行われ、一定所得の方の利用料の1割から2割、さらに3割へと負担が増やされ、施設利用における負担も増やされるなど、保険あってサービスなしの実態をさらに押し進めるような制度改悪が行われております。

そのもとで、利用者に対する岬町独自の救済策が図られなかったことは残念なことであります。

また、従前から求めている地域包括支援センターの委託についても、この場をおかりして申し上げておきたいと思えます。

私の立場は、直営に一刻も早く戻すことを求めていますけれども、実際の総合事業の運用については委員会で確認をさせていただいたとおり、要介護認定から行い、総合事業の運用についての工夫をなされていることが確認をされました。

チェックリストから認定を行うということは、実際にはされていないということが確認されまして、その運用は今後も努力をし、継続していただきたい。このことをあわせて申し上げまして、賛同しかねる立場を申し上げたいと思えます。

○奥野 学議長 次に、賛成討論の方おられますか。

これで討論を終わります。

これより、認定第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定するとのことでもあります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第7号「平成30年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定することとあります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第8号「平成30年度の岬町深日財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定することとあります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第9号「平成30年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第10号「平成30年度岬町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、認定第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は、認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

以上で3常任委員長に付託されました案件は、全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さんご苦勞様でございました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第64号「工事請負契約の締結について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第2、議案第64号、工事請負契約の締結について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2））につきまして、ご説明をいたします。

提案理由といたしましては、令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、7月24日に国の交付金の追加交付の内示を受け、発注手続を進めることとなったため、当初提案に間に合わず、本日、追加提案をさせていただくものでございます。

契約の目的は、令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2）。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、1億1,506万7,700円、うち消費税及び地方消費税の額は1,046万700円であります。

契約の相手方は、大阪府大阪市中央区南船場4-6-10、矢野建設株式会社、代表取締役、矢野雄二でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明をいたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札の結果、経過調書をごらんください。

工事名、工事場所は省略をさせていただきます。

工期は議会の議決日から令和2年3月31日まで。

入札予定価格は、税抜きで1億2,874万9,000円となっております。

入札予定価格が3,000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで1億460万7,000円と公表を行っております。

また、本町では昨年8月から入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けております。

近年、低価格での入札件数が増加していることから、不適切な履行や下請け業者、労働者への不当なダンピングを防止するため、当該契約の内容に適合した履行が確保できない恐れが高いと判断する価格基準として、失格基準価格を国等の制度に準じて設けたもので、失格基準価格を下回る入札は失格となります。

失格基準価格は税抜きで9,463万円と設定しております。

失格基準価格については、事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は、令和元年9月11日でございます。

指名業者数は、調書記載の9社で、事前辞退が3社あり、6社が応札し、3社が1億460万7,000円で入札し、最低価格となりました。

落札となるべき価格の入札者が2社以上いるときには、岬町契約規則第21条第3項の規定により、抽選により落札者を決定することとなり、3社で抽選を行った結果、矢野建設株式会社が落札業者として決定され、9月18日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の81.2%となっております。

2ページをごらんください。

本工事の概要は道路整備一式で、工事延長は170メートル、道路幅員は車道片側一車線3.5メートル、全幅7メートルの道路整備となっております。

3ページに工事箇所、4ページに詳細図を記載しております。

工事箇所は多奈川西畑の池谷地区内の道路整備となります。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。和田議員、どうぞ。

○和田勝弘議員 1点、消費税について聞きたいのですが、消費税というのは、一応10月1日から値上げになると思うのですが、この契約については、議会の議決日からとなってるので、現在8%ということですけど、一応、この計算上、消費税は10%となっているのは、なぜそういうようになったのか、その点についてお聞かせ願います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

消費税法の規定によりますと、9月中の契約でありましても、完了引き渡しは10月1日以降になるものにつきましては、消費税率が10%になると定められておりますので、本契約、9月中の契約ではございますが、工事完了が令和2年3月31日となっておりますので、消費税率の適用については10%となるものでございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○和田勝弘議員 今聞きますと、国の規定でそういうようになっているということですね。はい、わかりました。

○奥野 学議長 ほか。中原議員どうぞ。

○中原 晶議員 今回の入札の結果、岬町内の業者ではない業者が落札したということでありました。

大きな規模の工事でありますから、この機会に町内雇用や仕事の創出につながるように、工事施工上の何らかの工夫をと思いますが、その点で町から働きかけることができるものがあるのであれば教えていただきたいというのが1点と、それから、役場の1階に情報公開コーナーがございますけれども、そこに今回お示しいただいた入札結果、経過調書の綴りの中に、今回のこの入札の経過については資料がございませんでした。

通例は、情報公開コーナーの綴りに入札が行われた後、どれぐらいの期間で情報の提供がなされるのか、参考までにお聞きしておきたいと思えます。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 まず1点目の、町内業者ということですが、岬町建設工事等指名審査要領

の中で、指名競争入札に資する場合において、指名業者数というのを定めております。

今回、発注金額1億円以上の場合、できるだけ12社以上を特段の事情がある場合を除き指名することということで定めを決めております。

本町の格付ランクでは、土木一式工事で今回の予定価格に見合う発注ランクはAランクの業者で5社しかないということで、指名願いが提出されている大阪府内の業者で、それに見合う業者として順次指名をさせていただいたものでございます。

資格を有する12社に必要な技術者が配置できるかを確認したところ、技術者の配置が困難と回答する事業者がありまして、あらかじめ指名審査委員会のほうでも予備の候補として4社を選定していたのですが、この業者についても技術者確認を行ったところ、技術者の配置ができないということで、最終的には12社に至らず9社で実施したという状況でございます。

町内業者だけということは、今言いましたように、町の基準の中ではできず、12社を選ぶという中で、今回、町外業者を選ばせていただいたというところで、最終的には落札としては町外業者が落札したという状況でございます。

町外の業者ということもございまして、いつものことではございますが、町外業者が契約の相手方になった場合は、できるだけ町内の業者を下請に使うなり、それから、町内から資材の購入を行う等の指導は別途させていただいているところでございます。

2点目の、情報公開コーナーへの情報の提供ということでございますが、基本的には契約が成立したということを経験としてやっております。

というのは、契約ができませんでしたら失格とかいろいろ変更がございまして、基本的には契約締結に合わせて情報公開コーナーで掲示させていただいていると認識しております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。谷崎議員。

○谷崎整史議員 入札額が同額社が3社あるということでございますが、入札額が1億460万7,000円という業者が3社そろっておるとのことですね。

通常、こういう場合は再入札になるべきではないのでしょうか。

○奥野 学議長 西部長。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

予定価格内で入札の落札者が3社、複数発生した場合には、岬町契約規則第21条第3項の規定によりまして、抽選により落札者を決定するという定めがございまして、

よって、今回につきましては、最低入札者が3社あったということで、抽選により契約者を決

定したということでございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第64号「工事請負契約の締結について（令和元年度町道西畑線道路改良工事（その2）」を起立により採決します。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第65号「副町長の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第3、議案第65号、副町長の選任についてをご説明申し上げます。

本町では、さらなる地方創生事業の推進を図るため、本年4月より国土交通省から松岡副町長を迎え、深日港の活性化、特に深日航路の再生に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

他方、町道西畑線のバイパス化及び町道多奈川歴史街道線の整備など、道路施策の推進を図り、道の駅みさき夢灯台を地域活性化の拠点とするとともに、農業公園構想を具体化し、観光交流の促進を図る農業施策、観光施策の推進など、これらの案件に着実に対応し、町政を停滞なく進めるため、本年9月30日をもって、4年間の任期満了を迎える中口守可副町長を引き続き再任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、和歌山県和歌山市六十谷1342番地の271です。

生年月日は、昭和26年4月6日であります。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

中口氏は、昭和50年5月に岬町に奉職されて以来、さまざまな部署の要職を歴任した後、平

成23年10月より8年間、私の補佐役として豊富な行政経験を生かして町政運営に尽力してこられました。

中口氏は人格、見識ともにすぐれ、実行力、指導性に富み、職員や地域の信頼も極めて厚く、これまで、その重責を着実に果たしてこられており、副町長として適任であると考えますので、その再任について何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第65号「副町長の選任について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決定しました。

それでは、ただいま副町長の選任について同意され、令和元年10月から副町長に再任されます中口守可君から皆様にご挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可します。中口守可君。

○中口副町長 ただいま、議長の配慮によりまして大変貴重な時間をいただきまして、議員の皆さん、ありがとうございます。

また、高いところからの挨拶ということでお許しをお願いいたします。

ただいま田代町長より提案をしていただきました再任同意を求める案件の採決に当たりまして、満場一致でご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

改めて身に余る光栄とともに、引き続き重責を与えていただきまして、ますます身の引き締まる思いでございます。

平成23年9月定例議会の承認をいただいて以来、2期8年の任期を迎えることとなりました。

田代町長初め、議会の皆様、住民の皆様方の温かいご指導とご鞭撻、また部課長を初めとする職員等の協力のたまものに対し、感謝申し上げます。

さて、本定例会において、平成30年度決算の説明をさせてもらいましたように、これまでの改革の取り組みの成果が着実にあらわれてきておりますが、依然として財政的にも厳しい状況があるわけであります。

そのような中、提案説明で町長が述べられたように、町道西畑線のバイパス化及び町道多奈川歴史街道線の整備など、道路施策の推進を図り、道の駅みさき夢灯台を地域活性化の拠点とするとともに、農業公園構想を具体化して観光交流の促進を図る農業施策、観光施策の推進など、これらの案件を着実に対応していかなければなりません。

町政を遅滞なく進めるため、松岡副町長とともに力を合わせ、補佐役を努めてまいります。

町長が行政運営で常に述べている日本一温かみのあるまちを目指し、引き続き住民の皆さんが岬町に生まれてよかった、岬町に住んでよかった、岬町にこれからも住み続けたいと言っていたできるように、なお一層精進を重ね、全身全霊で岬町の発展に寄与してまいります所存でございます。

つきましては、議会の皆様のご指導、ご鞭撻をさらにお願いを申し上げます、甚だ簡単、粗辞ではございますが、8年間の経験を生かしつつ、決意として挨拶させていただきました。頑張ります。

令和元年9月25日。副町長、中口守可。

どうも、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 今後とも、岬町の発展のためにご尽力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 日程第4、議案第66号「教育長の任命について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第4、議案第66号、教育長の任命についてご説明申し上げます。

教育長、笠間光弘氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の後任を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

現在の教育現場におきましては、学習指導要領が2020年度より小学校から順に実施されることになり、小学校三、四年生から外国語教育の導入、小学校におけるプログラミング教育を必須化とするなど、社会の変化を見据えた新たな学びへと進化しているところであります。

そのような中、本町におきましても、確かな学力の向上、教育環境の整備、外国語教育の充実

など、教育に対する課題も多岐にわたっております。

これらの課題に対応するとともに、教育行政と学校とのパイプ役として、笠間光弘氏の後任に古橋重和氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

古橋氏は、昭和51年4月に岬町に奉職されて以来、さまざまな部署の要職を歴任後、平成23年4月に教育委員会事務局副理事を経て平成24年4月にしあわせ創造部長に就任し、本町の町政運営の推進に尽力されてこられました。

古橋氏は、人格、見識ともすぐれ、実行力、指導力に富み、学校や地域の信頼も極めて厚く、教育長として適任であると考えます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町淡輪1758番地の1、生年月日は昭和33年2月13日。経歴等につきましては、議案書裏面をごらんいただきたいと思っております。

なお、教育長の任期につきましては3年となります。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 ただいまのご提案について質問をいたします。

提案いただいている古橋重和氏については、ご紹介のあった経歴のとおり、現在は岬町社会福祉協議会の事務局長としての任務を遂行しておられることと認識をしております。

その席は、この議案が議決されて10月1日からはその席が空席となることとなりますけれども、どのようになさるお考えかお聞きしておきたいというのが1点であります。

それから、もう1点は、このご提案をいただいている古橋氏の現職時代と言いますか、昭和51年4月に岬町役場に奉職というように経歴に記載をいただいております。

その次が、平成18年4月ということで、この間の期間、教育関係の部局についておられることがあるか、お聞きしておきたいと思っております。

それから、もう1点ですけれども、かねてから教育行政については一般行政とは明確に分離をされ、独立した運営が行われるべきであることを申し上げてきたところであります。

過去の教訓から引き出されたもので、政治の介入が起こってはならないという反省のもとに打ち立てられた考え方でございます。

このことが、今後も岬町においても継続をされるのか、提案者にお尋ねをするものであります。

教育行政の自主、独立した独自の運営が約束されるのか、この機会にお尋ねをいたします。お願いします。

○奥野 学議長 田代町長。

○田代町長 議員の質問にお答えいたします。

まず、人事の件でございますけども、現在、古橋氏が議会の同意を得ました後、空席となりますので、直ちに人事内示を行い同様の派遣をしたいと考えております。

内示については、この議決をまだ得てませんので、この後に内示をしたいと、このように思っております。

それから、先ほどちょっと聞き漏らして、間違いだったらご指摘をいただきたいと思うんですが、古橋氏の経歴等については平成23年4月に教育委員会事務局副理事兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長を歴任しております。

それから、現在の教育行政とのかかわり、また教育委員会と行政とのかかわりは、これまで同様、さらに深めてまいりたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 町長、質問の中に昭和51年から18年の間に教育関係でおられたのかどうかという質問があると思いますけど。

入られてから18年までの間で教育委員会におられたかどうかという。

○田代町長 失礼しました。先ほど勘違いしまして、私は平成23年のことを申し上げましたけれども、昭和51年から18年間の間、私の資料によりますと、その任務に当たってないと思います。

○奥野 学議長 それでよろしいですか。中原議員。

○中原 晶議員 私は決して、教育関係者のみこの任務につくということを考えているわけではありませんけれども、今、お聞きしたところによりますと、若干、教育分野の経験としては少し経験が浅いのかなという印象を持っているところであります。

それで、3点目にお聞きしたことをもう一度お尋ねをするのですが、一般行政と教育行政との関係について再度お尋ねをしたいと思っております。

これまでも同様の趣旨で、繰り返し何度か町長に対して同じようなことをお聞きしたことがございます。

その折には、政治介入が起らないようにするといった趣旨のお答えをいただいておりますけれども、先ほどのご答弁では、少しその印象が色あせているという感想を持ちましたので、改めてお尋ねをするものであります。

教育行政と一般行政との関係について、どのようにお考えか、お答えをいただきたいと思いま

す。

○奥野 学議長 田代町長。

○田代町長 お答えいたします。

一般行政と教育行政との違いは、これは私が言うまでもなく、議員一番ご承知だと思います。

これは、行政が教育委員会、教育行政に介入してはならないということになっておりますので、必要な部分については行政としてのかかわりを持ちますけれども、今、国のほうで首長が教育委員会の中身を知らなくて責任だけ負うような実態が起きているということから、法制度が変わりまして、岬町であれば岬町総合教育会議という場がありますので、そういったところで、いじめの問題とか、不登校の問題、また、あらゆる学校で起きたそういう事案について当然、これは教育行政と教育委員会との合同による会議等、また協議等、これはやっていくべきかなと、このように思っておりますけれども、教育方針というのは全く行政の方針と違いますので、それに対する介入をする気は毛頭ございません。

○奥野 学議長 これでよろしいですか。

ほかに質疑ある方。竹原議員。

○竹原伸晃議員 2点お願いしたいと思います。

1点目は、先ほど中原議員からも質疑ありましたけども、古橋重和氏、私もよく知っておる中、役所におる間はしっかりとした答弁でもって重責を担っていただいて、それが現在、社会福祉協議会のほうで活躍されている姿も多く見受けられます。

その中、社会福祉協議会を一旦退いてこっちへ来るに当たって、先方のほうがしっかりと引き継げるのかというのが一つ目でございます。

社会福祉協議会の事務局長というのは、歴代、役所のほうから派遣といえますか、関係を持って行ってらっしゃる中、その点、一つ心配してるのがあります。

そして、もう一つの心配は、現教育現場の引き継ぎでございます。

長らくお世話になりました笠間教育長がご退任されるということで、この引き継ぎ期間というのがもう限られた日にちしかございません。

古橋氏にしては社協でも、こちらでも引き継ぎを行うというのには余りにも時間が短い。そこをしっかりとできると断言をしていただけるのかどうか、その2点をお願いしたいと思います。

○奥野 学議長 田代町長。

○田代町長 竹原議員の質問にお答えいたします。

まず人事、いわば社会福祉協議会のほうへの現在、古橋氏が事務局長として就任されておしま

す。それが教育長となると、そこが空席になる。非常にご心配をさせていただいておりますけども、直ちにご同意を得た後に、社会福祉協議会と十分話をしながら人事異動を進めてまいりたいと、このように思っておりますので、その辺のご心配はしっかりと対応していきたいと、このように思っております。

それから、引き継ぎの問題ですが、これは、私が入る問題じゃなくて、一旦教育長が任命、決まりますと、新たな教育長と現在の教育長との連携をしっかりと取っていただく、このことは私のほうからしっかりとお願いをしておきますので、問題ないかなと、このように思っております。

○奥野 学議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第66号「教育長の任命について」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

それでは、ただいま教育長の任命について同意され、令和元年10月から教育長に任命されます古橋重和君から皆様にご挨拶したい旨の申出がありますので、これを許可します。古橋重和君。

○古橋重和君 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま、教育長の任命に当たりご同意を賜りました古橋でございます。ご同意を賜りありがとうございます。

大変光栄であると同時に、改めて職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

笠間教育長の後を引き継ぎ、町長と教育委員会が一体となって教育大綱の実現に向けた教育施策の推進に、微力ではございますが、全力で取り組み最善を尽くしてまいり所存でございます。

どうか、皆様方のご指導、ご鞭撻、またお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○奥野 学議長 今後とも、岬町の教育の発展のためにご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 日程第5、議員提出議案第2号「みさき公園の公園事業の存続を求める決議について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。道工晴久君。

○道工晴久議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、みさき公園の公園事業の存続を求める決議について、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は、私、岬町議会議員、道工晴久でございます。

賛同者は、次のとおりでございます。敬称を略させていただきます。

岬町議会議員 坂原正勝

同 中原 晶

同 小川日出夫

同 松尾 匡

同 反保多喜男

以上でございます。

提案理由は、案文の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

みさき公園の公園事業の存続を求める決議（案）

みさき公園は、1957年（昭和32年）に開園以来、動物園やイルカショーなど、自然に包まれた総合遊園地として、家族連れを中心に60年以上親しまれてきた岬町のランドマーク的存在の遊園地であります。

平成31年3月26日の岬町議会全員協議会の場において、南海電鉄から町長宛に提出されたみさき公園事業からの撤退についての文書が示され、南海電鉄のみさき公園事業からの撤退と後継事業者の確保に向け努力するという報告がありました。

その後、令和元年8月5日に議会全員協議会が再び開催され、南海電鉄から町長宛に提出された後継事業者に関する報告及び閉園準備についての文書が議員に配付された。

その内容は、後継事業者を確保するには至らなかった旨と、8月1日から本格的に閉園準備を開始するというものであった。

みさき公園の公園事業の存続問題は、岬町の将来を大きく左右し、町史始まって以来の最重要課題であるにもかかわらず、町行政から議会への報告はこれまで2回のみであり、しかも、いずれも事後報告であることに驚きを隠せず、報告内容についても到底納得のいくものではない。

一般住民、保護者団体、公園事業者を初め、大多数の町民から、みさき公園の公園事業の存続を望む声が強くなってきている。

さらに、公園事業の存続は、岬町民のみならず、関西圏はおろか全国に散在するみさき公園を愛する全ての人々の願いである。

このまま閉園となってしまうと、後世にわたって取り返しのつかない損失を岬町に生じさせる状況が容易に予想される。

よって、町行政に対し、みさき公園の公園事業の重要性を再認識し、公園事業の存続実現に向け、あらゆる手段を講じるよう強く求める。

以上、決議する。

令和元年9月25日 大阪府泉南郡岬町議会

提出先は岬町であります。

よろしくご審議の上、皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 恐らく質疑をしている間にお昼を回ると思われますが、どういたしましょうか。よろしいですか。

○奥野 学議長 この件で最後になりますので、少し回っても継続したいと思います。

○竹原伸晃議員 それでは、質疑を始めさせていただきます。

今回のこの決議案に対しまして、このままでは反対せざるを得ないという立場から質疑をさせていただきます。

内容について明らかになりまして、自分の納得するようなものでありましたら賛否というのは変わっていくのであろうと思う中、数点質問がございますのでよろしくお願いいたします。

提案者の道工副議長、書いていただいております内容につきましては、ごもっともなものでございます。

この内容につきまして、今9月議会第1日目で行いました、この決議案の内容について、議員の特権である一般質問というのを副議長並びに数名の議員がされておりました。

その中で、一般質問で町行政の回答、その方針について聞かれておりましたが、なぜ、この決

議案を出すのであるのか。その答弁をお聞きした中で、出さなくてもよいのではないかと思うのですが、なぜ出すのかというのが1点目でございます。

2点目に、私、いろんな方に、このみさき公園に関するご意見を聞きました。

先ほど言いましたように、一般質問のやり取りの中の町行政の立場というのをいろんな方に聞いていただきました。

すると、ほぼ全ての方が、それは仕方がないな。南海との交渉をスムーズに済ませ、岬町の土地になってから精いっぱい頑張れという声をたくさんいただきました。

一般質問の答弁でもあったように、現在、交渉中の事案について、議会として動くことにより、町と南海との信頼関係が崩れ、交渉内容に悪影響を与えると。そういう発言があったと思いますが、その点について考えなかったのかというのが2点目でございます。

3点目、この決議案読ませていただきまして、下から3行目、みさき公園の公園事業の重要性とあるが、これはどのようなものであるのか、提案者に確認をしておきたいと思います。

町のシンボリックなものと言いますが、地域の雇用の場であるのか、岬町にずっと住まれている提案者でございますから、どのように考えられてるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

4点目でございます。事業者である南海電気鉄道の背景にある事情や公園を規制する法律、また岬町との契約や覚書というのがまだまだ明らかになっていない。

本日配られたものもありますけども、議員として知る余地も得ないことに関しまして、この資料だけで可決するというのは議会としていかなるものであるか。

議会議員の判断はとても重いものと感じる中で、私としては慎重にならざるを得んのではないかと考えておりますが、先ほど述べました岬町と南海の契約や覚書について、副議長、提案者が私以上に知ってることがあれば教えていただきたい。

私の判断を変えるほどの内容のものがあるのか教えていただきたいというのが4点目でございます。

第1次の質問は以上4点でございます。お願いいたします。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 自席からのご答弁をお許ししたいと思います。

まず、一般質問のことが出ました。私と松尾議員と坂原議員3名が質問をさせていただきました。

要は、限られた時間内で結果を求めることはできない。それと、我々の望んでる、要は何を言いたいかというと、公園事業を存続できるように岬町が精いっぱい汗をかいてほしい、これをお

願っているのがこの決議文でございます。

一般質問の中では用地の問題も出ました。町長がおっしゃるように、用地は岬町にもらってから公園事業者をしっかりと見つけてやれる方向でやってほしいというのが本筋でございます。

別に話題に出ておりました業者のために南海からその事業者に用地を渡してもらって、あと岬町が協力せえというものではございません。そのことを認識いただきたいと思います。

それと、岬町と南海との信頼関係、これは私は中身的には詳しくはわかりません。どこまで交渉をされてるか、いろいろ、当然、今までの過程の中に何十回というほど担当者と、また町長も含めて話し合いをされてると思います。その上に立って町が判断することですから、これは岬町長にお任せせざるを得ない。信頼関係は十分持っていたらと私は確信をいたしております。

それから、みさき公園事業の重要性ということのご質問ございました。

岬町にいわゆる、私は一般質問でも町長に確認しました。岬町は観光事業をしっかりとやらないかん、こういう考えの中で行政をやってこられ、この過程の中で、みさき公園の来客者数、多いときには80万人ぐらい来たということも聞きました。今でも、約30万人から35万人の方が来られてる。これは岬町の大きな事業であります。

南海電鉄がやっているとということもありましたけれども、これは、これから岬町がイニシアチブとしてやっていく上においては、当然、重要性のある事業であると私は認識をしております。

できる方向で、いろんなことを考えながら行政で取り組んでいただきたい。議会もそういう面では応援をさせていただきたい。こういうもので、町のほうにお願いをしてるところでございます。

それから、南海と岬町との約束事、これについては、先ほども申し上げましたけれども、町の担当者と南海電鉄の担当者がいろいろこの公園事業についての、閉園するについての後始末の問題とか、また、これからどういうようにやっていきたいというようなことも話し合っておられると思います。

この約束事については、我々はどこまで知り得るかということは疑問がありますけれども、十分、担当者なり町長の発言の中では、岬町に用地を返してもらって、その後、町長が先頭に立って事業者を探すと、こういうことをおっしゃっていただけてますから、やっていただけると確信をいたしてるところでございます。

○奥野 学議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 2回目の質問に移らせていただきます。

最初の質問におきまして、3名の議員が一般質問した中で、時間的に限られてる、限られていたとか等々のお答えをいただきました。

私たち議員におきましては、地方公共団体の事務に関する疑義があった場合は、請願という方法もごございます。一般住民や保護者団体、または公園従事者に請願者になってもらい、各議員が紹介議員となってこの案件を審議することもできたはずではないか。

請願には委員会付託も可能とのことから、きっちりと審議できたはずだが、この制度の利用は考えなかったのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、三つ目の質問におきまして、岬町に30万人現在も来られてる、お客さんがいる、そのお客さんの来町者というのを大切にしたい、それを引き続きするためにと答弁されておりましたが、その来町してもらうに当たりまして、南海鉄道としては毎年2億円、3億円、それ以上の赤字を抱えるということになっていたみたいです。

その中、まだまだ公園事業者を引き継ぐところがあったとしても、やっぱり大規模な投資をしなければ、新たな集客というのですか、数を増やしていくというのはかなり難しいと思う中、そういう手はずというのを何か考えておられるのか、それを考えるのはここであるのかなのか、議会サイドでできることをとっていただけるなら対案を持ってしかるべきだと思うんですけども、その点についてどう考えられているのか、お願いしたいと思います。2点お願いします。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 竹原議員のほうから、請願ではできなかったのかというご意見もございました。

ご承知のように、請願は他団体がされる請願でございますから、我々、議会としてこの問題をしっかりと取り上げて行政がしっかりとやっていけるように応援させていただく、このための議会決議であります。大変重要な決議であると私は感じております。

それから赤字補填の問題、これは聞くところによると年間3億円ほどの赤字が出ておったということですが、これはやはり、これから事業をもしやってみよう業者が出てきた場合には、そういうことも十分踏まえた上で、事業計画をお立てになるであろうと思っております。

一説では、今、遊園地内で営業されている方々で新会社をつくってやろうと、こういう声も聞いておりますが、これからいろいろな面で、やっぱりどうしてやっていくか、3月末で閉めたら、4月1日からスタートできるのか、それとも、ある一定期間閉園をして、それから立ち上げされるのか、これはまたこれからの流れやとこのように思っております。

ですから、特段赤字対策について我々が今どうしようこうしようということになしに、あえて言えば、私も一般質問で申し上げましたけども、町の財産になったときには使用料の減免を企業

誘致と同じように何年間かは免除するなり、減額するなり、そういうことをやってほしいということをお願いしました。

そういうことで、できるだけ運営のしやすい方向というものを見出していけるのではないかなと考えております。

○奥野 学議長 質問ですか。竹原議員。

○竹原伸晃議員 3回目の質問になりますので、最後になると思っております。

それでは、もう2点お願いしたいんですけども、この決議書を可決した後の行動っていうのをどのように考えられているのか。

先ほど、決議案の中では載ってないけども、提出先は岬町であると言われてましたけども、提出した後、どのように考えられているのか、わかってたら教えていただきたいのが1点。

それと、先ほど答弁の中で、一つの提案として、園内事業者でグループを組んでといったことをお聞きしましたが、提案者である副議長におかれまして、議員の立場で、当町行政のトップである町長の執務室に事業者を連れて訪れたことはあるのかどうか。

あるのであれば、その内容というのも含めて披瀝していただきたいと思いますが、お願いします。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 2点のご質問にお答えします。

まず、提出につきましては、議会として町長のほうに決議文を出していただきます。

それから、業者と町長との懇談については2回ほどあったように思いますが、1回は私、同席させてもらいましたけれども、特段、これは最後のほうのときでしたが、事業をやりたいという、そういう意思表示を聞いた上で、町長にこういうことも言ってますということの伝達をするために代表者の方と町長に面談をさせていただいた。

その前には、数多くの方が来られたと聞いてますが、同席はいたしておりません。

○奥野 学議長 ほかの方、ございますか。谷崎議員。

○谷崎整史議員 先般、議員懇談会というのが急に開かれまして、この案件が出たところで、奥野議長から本案と同等のものが提案があったと覚えております。

現在の道工議員の回答によりますと、町が土地を手に入れて検討すべきだというのであれば、まずこの要望書に町が土地を手に入れることを先行すべきだということを明確に述べるべきであると思います。

土地は町民の財産であり、住民の財産であり、人民、また庶民の最大限の財産でございます。

そのことに対して一切触れず、ただこの文章を出すということは、全員懇談会においても、手を挙げた業者に単に利する結果になってしまうのではないかと申し上げたところでございます。

なぜ、そういうことが反映されていないんでしょう。一番大事なことはないでしょうか。

町民の財産をどのように守っていくのかということについて、議会がもっと真剣に取り組むべきであると思います。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 用地の問題、これは、我々この文章の中には私は書く必要はない。

いわゆる公園事業が存続、実現できるようにあらゆる手段を講じてほしい。これをやるためには、町長が申されておりますように、南海から用地を町のほうに返していただいて、それから事業者を選定、応募掛けていきたいと、こういうことも聞いておりますが、これはこれで十分であるのではないかなと考えております。

○奥野 学議長 谷崎議員。

○谷崎整史議員 懇談会の場でも申し上げましたが、本会議における町長の回答にもありましたが、昭和36年の田中町長時代の第三者への譲渡、貸与、ないしは公園以外の目的に使用しないという条項を平成19年石田町長時代には削除されていると。

ただ、町民の財産に対する「権原の移譲」ということについては議会議決を経ていないので無効であるということで、昭和36年の条項が有効であるという判断のもとに動いておられると聞いております。

翻って、土地の問題についてもう一つ申し上げますと、貝塚市は千石荘病院跡地を大阪市から37ヘクタール、約11万坪を3億8,000万円で購入いたしました。が、その後、千石荘病院跡地を化粧品会社などに23億5,000万円、跡地約3ヘクタールを清風南海、私立の専門職能大学の用地として現在覚書を交換しております。

つまり、3億8,000万円を市は投資して20億円以上を財産獲得したという形になっております。

決して、これ公園ではございませんが、今後、岬町の公園の土地を手に入れて岬町が主導権を持ってどのようにしていくか、取り組んでいくかという必要上、確実に土地を持つ、あるいは管理主導権を手に入れていくということが大事であって、この決議案ではそういう点が全く反映されていないところが問題であります。

したがって、同意したいのではあります。土地を取り入れてこそ、公園の存続、あるいは行楽、集客の検討を進めるとともに、併せて府下の他市町村に比べて都市計画法に基づく公園が岬

町に大きく偏在しているという問題についても、解決する手立てが主導権を持ってできるものであると思います。

○奥野 学議長 答弁できますか。

○道工晴久議員 本来、私が答弁する中身でないと思いますけども、町長が何回も申されておりますように、用地は岬町に返してもらうのだと、そういう約束ができてるといいますから、おのずから町有地に返ってくる。

その上立って、議会も行政もしっかりと公園事業が存続できるように考えていく、これは全てだというように考えております。

○奥野 学議長 谷崎さん、よろしいですか。3回目です、質問ありますか。

○谷崎整史議員 議員懇談会におきまして、それ以降におきましても議員全員が署名できるような形態の請願、要望をまとめるように申し述べてきたところでございます、このような偏った内容での決議文には賛同しかねますと考えます。

○奥野 学議長 それ、質問じゃないですね。

○谷崎整史議員 どういう経緯でまた同じ文書を出してこられたのか疑問に思いますが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 先ほども申し上げましたけども、請願とか要望書とかいうものでもない。

やはり、この大きな課題を議会としてしっかりと受けとめて町行政にその議会決議をもってお願いすると、こういうことの重要さというものをしっかりと我々認識する、そのためでございます。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございますか。出口議員。

○出口 実議員 時間も少々たっておりますので、動議でございますけども、再度休憩に入っていたら、それからまた討議していきたいと思っておりますので。

○奥野 学議長 どうされますか。継続されますか。

休憩しますか。最優先ですか。

では、休憩いたします。

(午後0時17分 休憩)

(午後1時20分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて質疑の方、どうぞ。和田議員。

○和田勝弘議員 この決議文の下から2番目ですけど、この町行政に対し、みさき公園の公園事業の重要性を再認識、公園事業の存続実施に向け、聞きたいのは、「あらゆる手段を講じるよう強く求める」となってるのですが、この件につきましては、町長もいつも言ってる、みさき公園の存続についての話を聞いてますが、その町長の言ってる方針も、この「あらゆる」という中に入ってるのかどうかを聞きたい。

○奥野 学議長 1点だけですね。

○和田勝弘議員 はい。

○奥野 学議長 道工議員。

○道工晴久議員 町長が言ってるということで、中身はわかりにくいのですが、私が申し上げた、先ほども申し上げましたけども、要は、南海から岬町に土地を返してもらって、それから遊園地の事業が再開できるように、いろんな手を使って、一つ町行政でやってほしいと、こういう中身でございます。

○奥野 学議長 和田議員。

○和田勝弘議員 私もそれをちょっと聞いたので質問させていただいたのですが、その件について、議長、もしよかったら、もう一度町長に再度、考え方というのですか、お聞きしたいのですが、いかがですか。

○奥野 学議長 決議についての内容なので、改めてそれはできないように思うのですが。

それにかわる答弁はできますか。道工議員。

○道工晴久議員 町行政の考え方ですから、私が答弁すべき問題ではありません。

○奥野 学議長 3回目ですが、よろしいですか。和田議員。

○和田勝弘議員 提案者にこれは聞ける話でないので、今、議長にお願いしたようなわけで、この場の判断する一つの材料ということで、町長にもう一度、町長の思ってることですか、考え方を聞きたいということで、できれば答弁していただきたいのですが、どうですか。

○奥野 学議長 ちょっとお待ちくださいね。

道工議員、どうぞ。

○道工晴久議員 私のこの提案に対する質問ですから、町長にすべき時間ではありません。

○奥野 学議長 和田議員、それでご了解いただけますか。

○和田勝弘議員 議長の判断、どうですか。

○奥野 学議長 道工議員の今言われた内容でやらさせていただきます。

○和田勝弘議員 わかりました。結構です。

○奥野 学議長 ほかの方、ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 午前中から、さまざま質疑と答弁がなされているわけですが、念のため確認をさせていただきたいと思います。

私はこの決議に賛同する立場で署名もしておりますので、念のための確認ということになるのですが、今回、この決議の提案については、町行政に対してあらゆる手段を講じて公園事業の存続実現に向けて尽力せよという要望だと受けとめておまして、そのあらゆる手段ということだと思いますと、手法はさまざまありまして、議員それぞれもさまざまな立場を持っていることと思います。

しかしながら、今回の決議は、手法や解決法、それはさておき、公園事業の存続の実現、この一点に限って求めるというものかと私は読み取って賛同の署名をしたわけなのですが、そのような理解で間違いがないかということを確認をさせていただきたいと思います。

○奥野 学議長 道工議員。

○道工晴久議員 中原議員おっしゃるように、手段、方法はいろいろあると思います。目的は一つです。

そういうことをご理解いただきたいと思います。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、ございませんね。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、反対の方から手を挙げてください。どうぞ、和田議員。

○和田勝弘議員 反対の討論ですが、8月5日の全員協議会で、みさき公園の存続について町長の考え方の報告を理解いたしました。

また、みさき公園は町のシンボルであり、町のにぎわいの拠点です。よって、町の活性化には都市公園は引き続き必要です。

しかし、この存続には多大の財政負担が必要となります。本町の厳しい財政状況を知る町長は、町のために努力をしています。私はこの町長の方針をしばらく見守る必要があると考え、この提案には反対いたします。

○奥野 学議長 賛成の方、次、どうぞ。小川議員。

○小川日出夫議員 賛成討論に加わりたいと思います。

岬町のシンボルともいえるみさき公園の存続をしてもらいたい。存続については今後いろいろ問題があると思いますが、手段、やり方については議論を重ね、ただただ純粹にみさき公園を存続していただきたい。

もう一度言います。ただ、みさき公園を存続していただきたい。

以上で賛成討論とします。

○奥野 学議長 続いて、反対の討論ある方、手を挙げてください。竹原議員。

○竹原伸晃議員 反対の立場で討論に加わります。

まず、私とみさき公園の関係でございますけども、私は昭和49年生まれでございます、第2次ベビーブームのまっただ中の世代でございます。

幼稚園の遠足といえば、まずみさき公園。何度行ったか覚えてないぐらい訪れていると思います。

小学生時代にも、授業で動物の絵を描きにいたり、たくさんいてるいところか、淡輪に遊びに来るときには必ずみさき公園で遊んでいた。

当時は、親戚のおじちゃんや隣近所のおっちゃんがみさき公園に働いていたので、便宜を図ってくれたり、よいイメージだけでございます。

途中、学生時代や、二十歳を回って、なかなかみさき公園とかかわる時代はなかったですけども、結婚して子どもが生まれたのを機に、その子を連れてみさき公園に行ったり、子どもたちだけでプールに入るのは危険だからと、1日プールサイドで過ごしたり、大人になってからもたびたび訪れていました。

しかし、私が子どもだったころから動物園を見ると、象や白熊がいなくなり、ライオンやトラも数が減り、高齢化もしておる中、遊園地の遊具はほぼ昔のままのものが多くと。大きく変わったのはプールができていうだけで、南海もあまり手を入れていなかったのかな。さびしく感じたことも多々ありました。

みさき公園をこよなく愛する者にとっては、何とかならんかと思っていたところでございます。

反面、南海電鉄自身には精いっぱい頑張っていたいただいてるなという思いもありました。

目に見えて減り続けている客数、わざわざ報告していただかなくても、数えなくても肌で感じます。

駐車場入口のマクドナルド、撤退しました。駅の改札口前の店舗も撤退、民間事業者は収益を上げられなければ撤退するのは世の習いでございます。

みさき公園本体自身も赤字が続いているといううわさがありました。

実際に、10年以上赤字が続いているとの報告も受けておりますが、追い打ちをかけた平成13年に開園したUSJの影響について、各電鉄なり、事業者が持っているテーマパーク、遊園地、続々と閉まっていきました。

平成12年、USJが計画された時点で、あやめ池遊園地、これは奈良市ですね。狭山遊園、これも南海の事業所ですね。これも閉まっており、宝塚ファミリーランドは平成15年、甲子園阪神パークにおいては、これも平成15年。京都市にある伏見桃山城キャッスルランド、これも遊園地、これも平成15年に閉まっており、平成18年には奈良ドリームランド、同じく平成18年に神戸ポートピアランド、そして約10年前、平成21年にエキスポランドが閉園しております。

そんな中、南海電鉄はみさき公園をよく持っていたのかな、このようにずっと思っております。赤字のままずっと続けていただけたことに感謝申し上げる次第でございます。

大阪に外国人訪日観光客が増え続けているという事実があります。大阪の商業地の地価もどんどん上がってきています。

現在、大阪が活気を示している中、最近の関西のトピックスの中で大阪城公園が民間の力で活気を取り戻しにぎやかになっているとか、神戸市が須磨水族館の活性化のために公募した事業において、株式会社サンケイビルさんを代表とする企業団が初期投資370億円、経済効果は年間323億円の計画。こういうのも立ち上がって、2024年に向けてしていくといった計画。

また、USJにおいても、新しいアトラクションを600億円かけ新たに2,400人雇用する計画というのも最近のニュースでございます。

このUSJも、一時期はお客さんが減ってきてということではございましたが、平成24年ぐらいあたりにお客さんが増え続け、2026年には1,460万人、2017年、2018年にはもうお客さんの数は公開できませんというようにはなっておりますが、もう2,000万人を見据えてるところで、USJ一人勝ちというところの中、どう対応していくのか。

みさき公園は何とか残っていただけた、このみさき公園をどうしていくのかというのは、もう岬町民としては、どないかせなあかんというのはいもう肌で感じてたところでございます。

大阪湾を取り巻く状況が刻々と変わってくる中、特に近隣市町である泉南市においても、泉南イオンの向かい側にある空き地がりんくう公園整備事業で生まれ変わるといった発表がされています。

グランピング施設やマルシェブースなどでにぎわう計画であると発表されています。

言いたいのは、事業は民間に任す、指定管理ないし、いろいろ手段がある中で、まずは岬町がその土地を自由な計画でできるように整理しておく必要がある。何よりも優先すべきであるのは過去の経緯、そこをしっかりと清算して、次の世代につないでいただく。

今回、私もこの件があり、いろいろと歴史を勉強いたしました。

その中で、みさき公園の誕生の歴史、知ってる限り調べた中で、私の父親、父親は泉岬中学校出身で、今のみさき公園の駐車場のところに校舎があったのだと聞かされていました。

調べてみると、昭和24年からその校舎を使って、昭和30年に岬町が誕生する以前からその校舎を使って、昭和35年4月8日まで使われていたとあります。

約11年間です。泉岬中学校があったの11年間です。なぜ、今の場所、校舎は新しくなっていますが、私が通った古いほうの校舎に移った昭和35年になぜ移転したのか。

みさき公園ができたのが昭和32年ということは、3年間は学校と公園がかぶっていたことになります。

そして、もう一つややこしいのは、大阪ゴルフクラブの設立の経緯。この経緯をここでひもどくのは時間が足りなさすぎるので割愛したいと思いますが、この岬町の歴史という本の中とか、大阪ゴルフクラブの50周年史に細かく載っておりますけども、要旨だけ申しますと、ゴルフコース復活再開を望む声と、都市公園計画や国有地の払い下げ、また開拓農地の転用許可に向けてみさき公園という公園が必要で、昭和33年にみさき公園ゴルフ場として認可を受け、昭和35年に敷地内の土地が払い下げられたと書かれています。

とにかく、この土地についてややこしい、私としては、この機会にきっちりと整理していただきたいというのが本音でございます。

本日、議会開催の前に配付されました譲渡事業者の契約書なるものが出てきました。

その内容についても精査する時間がない。本日、朝配られたのですから、こんな重要な書類、議員の責任において、余りにも軽すぎると判断せざるを得ません。資料なくして審議できません。

以上の観点から、私の討論のことに关しまして要約しますと、議員がこの町とのやり取りに関して介入すべきでないというのが1点。2点目に後世のために整理することを優先すべきである。

これは、先ほど谷崎議員が質疑の中でも言っていましたけども、優先すべきところを間違ってる。

そして、三つ目に、よりよいものになるには、まず町がしっかりと持ってから、その内容について町長の執務室を個別に訪れるのではなくて、仕様書に基づいて、その事業計画をプレゼンによって多数の事業者から募集する。

そして、その選定をできるだけオープンであるべきところで決めていく。

可能ならば、次世代を担うものを委員に入れて将来のことを考えながらビジョンを立てていく。これが必要なのではないかと思うところでございます。

そういった観点から、この決議案の内容では不十分な点がございまして、違った観点から取れると、誤解を招く内容もあるということで、反対の討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方。坂原議員。

○坂原正勝議員 賛成討論を行います。

このたびのみさき公園の事業が存続されるかどうかにつきましては、岬町住民の多くが非常に強い関心を持って注目をしております。

その注目というのは、存続してほしいという強い願いを伴った注目であります。

また、公園関係者、園内事業者のほか、過去に一度でもみさき公園を訪れたことのある人々の願いは、公園事業が引き続き運営されることでもあります。

そのみさき公園が、事業存続の危機を迎えている今、議会としての考え方、立場を表明すべく、この決議を採択し、みさき公園の公園事業の存続を求めることは、住民の支持を受けた議会議員として当然の責務であると考えます。

よって、この決議案に賛成するものであります。

○奥野 学議長 続いて、反対の方はおられますか。谷崎議員。

○谷崎整史議員 先ほど質疑でも少し申し述べましたが、まず「権原の移譲」を行っていないという町の立場で交渉を進めておる中において、第一にその状況の中で。第二に交渉の業者、言われるところによりますと日本駐車場開発株式会社傘下の日本テーマパーク開発株式会社傘下の藤和那須リゾート株式会社と伺っておりますが、この会社が突然土地の取得をしたいと申し出したと聞いております。

町の立場を明確にし、また支持することなく、いたずらに町の対応を責める内容の決議案に対しては反対せざるを得ません。

あらゆる手段を通じというのは、議会が、あるいは議員個人が進出企業に対して、その尻馬に乗ってしまうという印象を与えてしまうものかも知れません。

もう少し内容を精査する必要がある、土地の取得を町がまず第一に取得すると、その上で十分内容を検討していくという姿勢が大事であるかと思えます。

したがって、本案については反対いたします。

○奥野 学議長 賛成討論の方、もうないですか。松尾議員。

○松尾 匡議員 あれだけ大きくて、そして有名な公園ですね、岬町にとっても。

一度閉めてしまえば、復活はとても難しい、厳しいものになるのは本当に容易がつくはずなんです。

というのも、過去には関西電力火力発電所があったと思います。あれも、もう休止になってから日の目を見ることなく終わってしまいます。

岬町、同じようなことを繰り返さないためにも、町にもっと努力をしていただきたいと思います。

先日、私も一般質問、この件で1時間みっちりとさせていただきました。

初め、少ない情報からひもといていけるように、何とか全容を解明というか、中身を出していただきたい、その一点で一般質問をさせていただきました。

その少ない情報の中から、岬町行政の対応として適切かどうか、妥当かどうかというのを聞きましたけれども、未だに私はまだ理解できてないところが多いです。

まだまだ努力が足りないと感じております。

みさき公園は、本当に岬町にとって代名詞だと思うんですね。町民のみならず、私はよく町外に出て行って仕事することも多いんですけども、やっぱりこの問題、みんなが気にしてもらってます。

中には、月に一回行ってるんだよという方もいらっしゃる中で、本当にこの問題、大きな問題と私は捉えております。

本当に町外でも多くのファンがいる公園です。多くの子どもたちの夢を与えてくれる公園だと思います。

先ほど、USJという話が出てましたけれども、USJとかディズニーとかとは全く住み分けができてる公園だと私は思ってるんです。全く層が違う。だからこそ、生きるすべはまだまだあるはずなんです、やりようによっては。

それがまだ岬町行政並びに議会としてもなかなかできていないこの状況、もどかしくて仕方がない。

みさき公園があるから、道の駅など、町内施設もついで寄りができる潤ってる施設もあるというの聞いております。

また、このまちで数少ない多くの仕事、雇用を生んでいる公園施設でもあります。それがなくなってしまう。今、なくなってしまう、なくしてしまう、それはいかなものかと私は思うのです。

先ほども、後世のためというような反対討論もありましたけれども、私は逆だと思いますね。

後世のために残すべきまちのシンボル、公園であり、それをどう今後生かしていくか、発展させていくかというのを考えていくべきだと私は考えております。

公園存続のための今回、決議書ですけれども、町のさらなる努力を強く要望して賛成討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 反対討論の方はいらっしゃいますか。出口議員。反対ですね。

○出口 実議員 反対です。

みさき公園の公園事業の存続を求める決議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

みさき公園は我がまちのシンボルであり、公園が存続することについては、私自身も小さなときから岬町でもう70年生活をしておりまして、なくなることには非常に悲しみを感じます。

ただ、今回の決議案に関しましては、非常にまだまだ私自身が異議ある部分がありますので、反対の討論をさせてもらいたいと思います。

町行政からは、8月2日の全員協議会の中で、南海電鉄からみさき公園の事業に係る後継者事業所に関する報告と閉園準備に関する説明が行われました。

その中で、複数の事業者と公園継続について協議が行われたが、残念ながら後継事業者の確保に至らなかったと報告され、一事業者については公園用地の自社の所有を条件とされ、町の条件に合わないことから合意に至らなかったとの説明が行われました。

決議案には、町行政から議会への報告はこれまで2回のみであり、しかも、いずれも事後報告であることに驚きを隠せず、報告内容についても到底納得のいくものではないとありますが、南海電鉄は相手事業者と秘密保持契約を締結し協議が行われたものであり、事前に報告を行うことはできなかった行政の立場は私もよく理解はできます。

また、公園用地の町有地として共存としたいとの行政の考えは、公園設備設立の経過、まちづくりの観点から妥当な判断であり、自社所有にこだわる事業者との協議の決裂はやむを得ないと私は考えております。

決議案には、みさき公園の公園事業の重要性を再認識し、公園事業の存続実現に向けあらゆる手段を講じるよう強く求めるとありますが、公園事業の重要性を認識するのであれば、より慎重な判断が必要であると私は考えております。

本決議案に賛同することはできませんので、反対とさせていただきます。

この後、また3月をもちまして町の所有地になれば、田代町長の手腕に期待をしております。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方、おられませんか。中原議員。

○中原 晶議員 議員提出議案第2号に対して、賛同する立場から討論に加わりたいと思います。

先ほど、質問を通じて、手段はさまざまありますけれども、また議員それぞれ考え方や立場にも違いがありますけれども、それはさておき、この決議案については公園事業の存続実現、この一点を求めるものということを確認させていただきました。

先ほど来、土地の所有についても、さまざま議員から言及があったところであります。

この決議案については、その手法については問わないということを確認しましたので、何とかみさき公園の公園事業の存続を求めると、この一点に限って賛同する立場であります。

みさき公園については、町内にとどまらず広く関西圏から親しまれ、来訪をされているところであり、私ども議会に対しても、保育所の保護者団体等から連名で存続を求める申し入れもいただいたところであります。

こういった願いに何とか全面的に応えたいという思いは共通するものであります。

この一点に限って、この決議案に賛同する立場であります。

○奥野 学議長 ほかに討論の方、おられますか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないですね。これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号「みさき公園の公園事業の存続を求める決議について」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

最後に、9月30日をもって退任されます笠間教育長より皆様にご挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可します。教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 令和元年9月定例議会の最終日に貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

9月30日に任期満了をもって教育長を退任することになりました。在任中はいろいろとあり

がとうございました。

私は、岬町の皆さん、そして教育委員の皆さん、そして岬町の職員の皆さんに大変お世話になってまいりました。私を支えてくださいましたことを、この場をおかりして御礼申し上げたいと思います。

思い起こせば長い時間が経過しましたがけれども、私は公務に対しては本当に真摯に対応してきたことは小さな誇りでございます。

これからは残り時間を大切に、ゲームセットの合図があるまで、今までできなかったこと、今までかなえられなかったこと、まだ確かめてみたいこと、いろいろまだ残っております。

これからまだまだそういうことを頑張っていきたいなと思っております。

皆さんもこれからお身体自愛されて、お元気でご健勝に私のほうからお祈りしまして、今日の挨拶にかえさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 笠間教育長におかれましては、平成23年10月1日の就任より、岬町の教育の発展のためにご尽力をいただき、本当に8年間ご苦勞様でした。

今後のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、議会からのお礼といたします。

どうもありがとうございました。

(午後 1時51分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年9月25日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 坂 原 正 勝

議 員 反 保 多 喜 男